

## 『信州大学国際交流センター電子紀要』投稿規定

### 1. 目的

日本語教育、留学生指導、国際交流およびその関連分野に関する信州大学教職員の研究、教育、研修の成果の発表の場として、信州大学国際交流センターホームページ上で電子紀要を発行する。

### 2. 投稿の条件

本紀要への投稿は、次について承認することを前提とする。

- (1) 本紀要に掲載された著作物の著作権は著者に帰属し、編集委員会は編集著作権を有すること
- (2) 編集委員会が非営利目的で論文等の著作物の複製、翻訳および信州大学のホームページ、リポジトリ等への掲載またはリンクをはること
- (3) 編集委員会が著作物の著作者に代わって、他の非営利団体の管理する電子データベースへの当該著作物の掲載および公開の承諾をおこなうこと

### 3. 投稿者

投稿者は、信州大学の教職員（非常勤講師等を含む）および編集委員会の承認を得たものとする。

### 4. 投稿原稿

日本語教育、留学生指導、国際交流およびその関連分野に関する研究論文、研究ノート、(以上を“研究論文等”という)、調査・視察・授業・実習等に関する報告・考察・論述、(以上を“論文・報告等”という)、講演記録、翻訳、書評など(以上を“その他の論述”という)の投稿原稿を掲載する。また、国際交流センターの活動に関連する記事・報告等を掲載することもできる。これらの記事・報告等と投稿原稿を総称して“原稿”という。

### 5. 原稿言語

日本語または英語とする。その他の言語を希望するものは事前に編集委員会まで申し出て承認を受けるものとする。日本語以外の言語による原稿には、和文タイトルと和文要旨を添付する。

### 6. 原稿の査読および掲載

研究論文等および論文・報告等（以上を“査読対象の投稿論文”という）については、編集委員会が選出する1名以上の専門家・識者による査読を経て、編集委員会が掲載の採択を決定する。これ以外の原稿は、編集委員会による協議を経て掲載を決定する。本紀要が掲載する予定の原稿全てについて、編集委員会は原稿の内容・形式について投稿者に説明または修正を要求できるものとする。

### 7. 投稿原稿の執筆要項

投稿原稿の執筆要項の詳細は『信州大学国際交流センター電子紀要』投稿細則による。

### 8. 原稿の受付・受理・掲載

原稿は常時受け付け、編集委員会への提出日をもって受付日とし、査読対象の投稿論文については採択の決裁の日、それ以外の原稿については掲載を決定した日をもって受理日とする。なお、受理日以降2週間以内に掲載することを原則とする。

本規定は、平成22年2月18日から施行する

附 則

この規定は、平成22年4月16日から施行する。